

## ■研修テーマ「児童相談所の役割や虐待に気づくためのポイントについて」

●講師：児童相談所 小林 拓 児童相談課長

●講義内容

○豊島区児童相談所

- ・養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談などの対応を行う、子どもと家庭における専門相談機関として、緊急を要する児童の保護や養育に関わる保護者への指導や助言のほか、必要に応じて専門機関との連携を行い、子どもの最善の利益の保障に向けて各種専門職が日々、相談対応にあたっている。
- ・長崎健康相談所との複合施設として整備し、母子保健と児童福祉が連携し切れ目ない支援を行う。
- ・相談や通告に対し、面接や家庭訪問による調査を行い、各種専門職による専門的診断を経て、対象児童や家庭に対する援助方針を決定する。
- ・子ども家庭支援センターとの連携を強化し、虐待予防への更なる取組みを実施するほか、両機関の情報共有を通じて、虐待の早期発見・早期対応に繋げている。

○虐待に気づくためのポイント

- ・いつも同じような服装をしている。（冬でも半そで短パンなど）
- ・近年、心理的虐待※が増加しているが、身体的虐待とは異なり、見た目だけではわからないこともあり、子ども些細な変化に目を向けることが必要になる。普段から気にかけて観察し、見守っていく必要がある。  
※心理的虐待…乱暴な言葉を浴びせる、厳しい叱責、言葉による脅し、無視・拒絶的な態度、きょうだい間での差別的な扱い、DV の目撃、子の面前での夫婦の言い争い（ケンカ）など

○児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、区民一人ひとりには通告する義務がある。（関係機関も同様）

- ・地域の見守り活動を通じて、通告につながるケースもある。
- ・自分で判断せず、児童相談所などにまず相談してほしい。お話を聞く中で、必要に応じて調査等を行うことになるので、ためらうことなく、連絡してほしい。（土曜・日曜・祝日と平日夜間帯は、委託事業者による相談受付体制を整備しているが、相談・通告内容は、職員につながる仕組みになっている）

○現在の児童相談所

- ・一時保護所については、昔のイメージとは異なり、子どもの声を最優先に援助している。
- ・建物もプライバシーに配慮した仕様になっており、人権に配慮した運営を心かけている。

豊島区児童相談所 HP

<https://www.city.toshima.lg.jp/430/jidousoudanzyo/2211042113.html>